

○ふるさと射水応援寄附条例

平成20年6月25日

条例第27号

改正 平成28年6月24日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、射水市をふるさとと思い、応援しようとする市外に在住する個人及び市外に拠点がある団体から寄附金を募り、寄附者の意思に即した事業に活用し、個性豊かで輝きのあるふるさとづくりに資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 前条の寄附金を活用して行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て支援に関する事業
- (2) 高齢者支援に関する事業
- (3) 人口増・交流に関する事業
- (4) 教育・文化に関する事業
- (5) 健康に関する事業
- (6) 観光に関する事業
- (7) 環境に関する事業
- (8) 産業振興に関する事業
- (9) 都市整備に関する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために市長が必要と認める事業

(基金の設置)

第3条 寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、ふるさと射水応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附金の指定等)

第4条 寄附者は、第2条各号に規定する事業のうちから自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 寄附者の事業指定がない寄附金については、市長が、ふるさとづくりの課題に応じて、事業を指定するものとする。

3 市長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならない。

(基金の積立て)

第5条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定め

る額とする。

2 第1条の寄附金に相当する額は、基金に積み立てるものとする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実有利な有価証券に代えることができる。

(基金の収益処理)

第7条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第8条 基金は、第2条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(基金の繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月24日条例第35号)

この条例は、平成28年7月1日から施行する。